

# 令和5年度奈良県文化資源活用大綱推進事業業務 委託仕様書

## 1. 委託業務の名称

令和5年度奈良県文化資源活用大綱推進事業業務委託

## 2. 目的

奈良県では、令和5年3月に策定した奈良県文化資源活用大綱を推進するため、対話による歴史文化資源の本質的価値の理解を促し、各人が心を耕し、より豊かな文化活動に繋げるための新たな事業を展開することとしている。

また、県では「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（以下、「飛鳥・藤原」という。）の世界文化遺産登録を目指しているが、構成資産の多くが地中に埋まっている古墳や遺跡である「飛鳥・藤原」の価値がわかりにくいという課題がある。

本業務では、「飛鳥・藤原」の構成資産の可視化及び本質的価値の理解を図るため、令和4年度有識者ヒアリング結果概要（別紙1）と、今年度実施する有識者ヒアリングの意見を踏まえ、特に「持統天皇」を中心に、女性の国際的活躍を「飛鳥・藤原」の地に都があった時代の資産と絡めて、特に10～30代の若者世代や外国人観光客に訴求するストーリー、冊子・映像を作成する。

なお、映像制作については、令和5年度日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業「最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業（委託型）」（以下「日本博2.0事業（委託型）」という。）として実施する。

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

## 4. 業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

### (1) 計画

- ・本業務に関する仕様事項を十分に把握し、県と協議・調整のうえ、実施内容及び作業工程を印した業務計画書を作成し提出すること。

### (2) 有識者ヒアリングの実施

#### ①ヒアリングの概要

- ・大綱の考えを基に、特に10～30代の若者世代や外国人観光客に訴求するストーリーを作成するため、有識者（古事記、日本書紀、万葉集の専門家や、都城、仏教、政治、国際等の専門家等）ヒアリングを行う。（3回程度）
- ・有識者は県が選定し、5～6人程度を想定。

#### ②議事録の作成

各回の有識者ヒアリングの議事録を作成すること。議事録は、会議終了後から1週間以内に発注者に提出すること。

#### ③有識者への謝金・旅費支払

会議に参加した有識者に対して、謝金と旅費を支払うこと。謝金は1回1人あたり26,000円（税別）とする。旅費は、附属機関の委員等の報酬額及び費

用弁償額に関する規則第2条及び別表第一の規定に準じ、行政職俸給表（一）7級相当にある者が受ける旅費相当額とする。

（3）史実の検証・時代考証

- ・冊子、WEBページおよび映像を制作するに当たり、儀式の時期や内容、儀式で用いる衣装・小道具など、史実の検証及び時代考証が必要となる場合は、学識経験者・研究機関など専門家に対して取材や調査を実施するとともに、文献や研究論文からも検証し、詳細を明らかにすること。
- ・受託者が提案した冊子、映像構成や時代考証等については、県と協議の上、県が指示する監修者や受託者の手配する監修者（研究者等）に確認し、内容を決定するものとする。

（4）冊子の制作等

1）冊子内容の企画

- ・プロポーザルの企画提案内容を元に、県と協議を行い、内容を決定する。

2）冊子の制作

①訴求対象

- ・訴求対象は、10～30代の若者世代や外国人観光客を主ターゲットとすること。

②冊子の内容

- ・令和4年度有識者ヒアリング結果概要及び（2）の有識者ヒアリングの意見及び具体的な史実の検証・時代考証を踏まえ、特に「持統天皇」を中心に、女性の国際的活躍を「飛鳥・藤原」の地に都があった時代の資産と絡めて紹介する。

③冊子の制作等

- ・冊子のページ数は、8ページ以上 両面カラーとする。
- ・日本語版・英語版の2種類を制作する。
- ・冊子の印刷部数は、日本語版は20,000部とし、英語版は6,000部とする。
- ・内容の表現方法は問わない。小説、写真、イラスト、マンガ、ミニエッセイ等により、気軽に読める内容となるよう工夫を行うものとする。必要に応じて、「日本書紀」や「万葉集」等の読み下し文を引用掲載するものとする。
- ・ターゲットの興味を引く、手に取りやすい表紙デザインにする。
- ・冊子のサイズや形態については、ターゲットの興味を引く、手に取りやすいものとする。

3）冊子の配布

- ・配布の効果が見込まれる配布先（約80箇所）について、県と協議の上、送付する。
- ・県からデータ提供した送付文書を印刷の上、同梱することとする。

4）WEBコンテンツの制作・掲載

- ・「なら記紀・万葉」のホームページをより魅力的なものにするため、冊子を基にしたWEBコンテンツを制作する。
- ・どんなデバイスからでも見やすく、使いやすいページレイアウトにすること。
- ・掲載にあたっては、「なら記紀・万葉」のホームページ管理者と連絡調整を行うこと。

- ・また、n a r a e b o o k s (ナライーブックス) のホームページ管理者と連絡調整を行い、当サイトに冊子を掲載すること。

## (5) 映像の制作

### 1) 映像内容の企画

- ・プロポーザルの企画提案内容を元に、県と協議を行い、内容を決定する。

### 2) 映像の制作

#### ①訴求対象

- ・訴求対象は、10～30代の若者世代や外国人観光客を主ターゲットとすること。

#### ②使用方法

- ・県立施設等での上映、図書館での貸し出し、学校への無償配布、インターネット配信等様々な方法による情報発信を予定。

#### ③映像の内容

- ・令和4年度有識者ヒアリング結果概要、(2)の有識者ヒアリングの意見及び具体的な史実の検証・時代考証を踏まえ、特に「持統天皇」を中心に、女性の国際的活躍を「飛鳥・藤原」の地に都があった時代の資産と絡めて、視覚・聴覚から歴史を感じ、歴史文化資源の本質的価値の理解につながる映像作品を1種類制作。
- ・映像の構成は、ターゲットにわかりやすく、関心を持ってもらえるような工夫をすること。

#### ④映像の制作等

- ・ブルーレイ形式(一般的なブルーレイプレイヤー・PC等で再生ができること。)とする。
- ・実写、アニメ、CG等映像の種類は問わない。(組み合わせも可)
- ・ブルーレイ形式でダイジェスト版(2分程度)も作成
- ・大画面での使用も想定(画角については16:9、4Kを想定)
- ・ブルーレイ形式以外に4K対応のハードディスク形式や、DVD、MPG、F4V、MP4等、県の指定するデータ形式でも納品(ホームページ、カードプレイヤー、デジタルサイネージでの使用を想定)。必要に応じ切り出し等の加工を行うこと。
- ・日本語字幕を制作する。
- ・外国語字幕を制作する。(英語・中国語・韓国語)  
※中国語字幕は簡体字とする。
- ・時間は15分以上とすること。

#### ⑤その他制作条件等

- ・映像の制作に必要な取材、撮影、収録等は、受託者が企画案に沿って行うこと。
- ・必要な取材先との調整は、受託者が行うこと。
- ・本業務に使用する映像は、原則新たに撮影を行うこと。ただし過去素材を補充的に使用することも可とする。
- ・制作した映像を奈良県のYouTubeチャンネル等に利用できる期間は、契約期間満了後、原則5年以上とすること。
- ・必要なキャプション、音楽、ナレーションを挿入すること。
- ・編集にあたっては、県と協議の上、仮編集・本編集を行うこと。

## (6) 附帯業務

- ・前記(4)(5)と併せて実施することにより、理解促進・広報効果を向上させるための独自の企画を「附帯提案」として実施すること。(SNSを使った広報展開など)
- ・附帯提案に係る費用も見積金額に含むこと。
- ・附帯提案に当たっては、理解促進・広報に効果があり、業務の目的を尊重する限りは、制作した冊子及び映像の二次利用を認める。

## (7) 打ち合わせ協議

本業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら、進めるものとし、本業務に関する打ち合わせ協議は、必要に応じて実施する。なお、受託者は打ち合わせ議事録を作成し、県の承認を受けて提出するものとする。

## (8) 成果物

本業務の成果物については、県の検査を受けた後、次の期限までに納品するものとする。

### 1) 成果物

- ① 事業実施報告書 2部(納品日:令和6年3月20日)
- ② 有識者ヒアリングのテープ起こし(納品日:各回実施後1週間以内)
- ③ 史実の検証・時代考証に関する報告書 2冊(納品日:令和6年2月28日)
- ④ 冊子 日本語版 20,000部(納品日:令和6年2月28日)  
英語版 6,000部(納品日:令和6年3月20日)
- ⑤ ホームページ掲載用データ一式(Web版、スマートフォン版) CD-R 1部  
(納品日:令和6年3月20日)
- ⑥ 映像コンテンツを収録したBlu-ray及びDVD 各20部  
(納品日:令和6年2月28日)
- ⑦ 映像コンテンツ(ダイジェスト版)を収録したBlu-ray及びDVD 各2部  
(納品日:令和6年2月28日)
- ⑧ 映像制作に関する報告書 2セット(納品日:令和6年2月28日)
  - ・シナリオ
  - ・ナレーション原稿
  - ・映像コンテンツを収録したBlu-ray及びDVD(1セットにつき2枚ずつ)
- ⑨ 電子データ一式 CD-R 1部(納品日:令和6年3月20日)

※報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

### 2) 納入場所

本業務の成果物の納入場所は、県が指定する場所とする。

## 5. 出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

前記(4)(5)において、出演者を使う場合は、県と協議の上、出演者、協力者に関する交渉を行い必要に応じて委託料の範囲で謝礼金を支払うこと。

出演者や協力者の肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、配信しようとする媒体や県の広報媒体で配信することの同意を得るとともに、かかる経費について

は必要に応じ委託料の範囲内で対応すること。

## 6. 許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

## 7. 著作権の帰属

この契約により制作される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）の全部を発注者である県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (5) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

## 8. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。
- (2) 再委託について  
受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。  
また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- (3) 仕様変更について  
受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。
- (4) 実施体制について  
当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。
- (5) 公契約条例に関する遵守事項  
本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ② 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(6) その他

本業務の実施にあたっては、本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

## 9. 県の担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県 文化・教育・くらし創造部 世界遺産室 世界遺産第二係

令和 4 年度有識者ヒアリング結果概要

① 第 1 回有識者ヒアリング結果概要

持統天皇を中心に、推古天皇、皇極（斉明）天皇から持統天皇に繋がるストーリーを紡ぎつつ、「飛鳥・藤原」の構成資産を絡ませ、意味を深くする。その際、国際設定を取り入れる。

② 第 2 回有識者ヒアリング結果概要

大きなストーリーを暫定的に作成し、小さな証拠を積み上げることが重要である。ヨーロッパからインド、中国、朝鮮半島を通じて、日本に文化が入ってきた。「飛鳥・藤原」の構成資産や、県内の史跡・文化財・出土品等には、このような文化伝来の証拠が残っている。

## 別紙 2

### 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

#### 記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること (どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること (再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること) を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)



第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること